

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

福島県立聴覚支援学校福島校

福島県立聴覚支援学校福島校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにする。また、道徳教育の重点目標や道徳科の指導方針等を踏まえ、教育活動全体を通じて指導を行い、児童の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋸やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。
- ⑦ 好意で行なった言動
 - ・ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促す。
 - ・ 算数の苦手な子供に、「教えてあげるよ」と強要する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ対策委員会」
- ② 構成員
教頭、教務主任、委員長、指導部主事、保護者代表
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 児童一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
「聞き取りシート」を活用する。情報を共有し、指導経過を記録する。記録は、分校長まで回覧し、個人の記録に保管する。
- ② 面接や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 保護者は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第6条」に基づき、子どもの携帯電話やスマートフォン等の利用状況を管理したり、フィルタリングを強化したりして、必要以上の携帯電話、スマートフォンの使用がないかを定期的に確認する。
- ⑤ 保護者は、携帯電話やスマートフォン等、そしてSNS等の危険性について児童と話し合いを通してお互いに学び、児童とともに家庭におけるルールをつくる。
- ⑥ 保護者そして学校は、児童に対し、インターネットが何のために必要なのか、どのように使うのか等について明確にし、大人と子どもがともに、情報モラルや知識技術を学び、時代に沿ったコミュニケーション能力の底上げができるようにする。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童からいじめの事実確認を行い、校長に報告する。
- ② 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、臨時校内いじめ防止対策委員会を開催し、措置原案を作り、校長がそれを決定する。
- ③ 被害児童を守り通し、児童が自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ④ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然

とした態度で指導する。これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ⑤ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、だれかに知らせる勇気を持つよう伝える。同調していた児童に対しても、いじめに加担する行為であることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡させるようにする。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑦ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- ⑧ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - A いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。）
 - B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する。）

⑨ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえて行う。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	学部集会	学校いじめ防止 基本方針の周知 (保護者・HP)		第1回 いじめ防止対策 委員会	計画・目標の 作成と提示
5月	学部集会 「いじめにつ いての話」	個別懇談 (保護者)	校内研修1 5/9 15時～ 学校いじめ防 止基本方針に ついて		
6月	学部集会				
7月	学部集会	個別懇談 (保護者)			
8月					
9月	学部集会				前期反省
10月	学部集会	いじめに関する アンケート内容 検討	校内研修2 事例検討	第2回 いじめ防止対策 委員会	
11月		いじめに関する アンケート 児童への聞き取 り			
12月	学部集会	アンケート結果 報告・共有(教 職員)(保護者)		第3回 いじめ防止対策 委員会	年間評価
1月	学部集会	個別懇談 (保護者)			
2月	学部集会				
3月	学部集会			第4回 いじめ防止対策 委員会	次年度改善 案 報告

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、保護者、学校関係者等による「学校評価アンケート」、また児童による「いじめに関するアンケート」のアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

